

# あきば訪問看護ステーション

## 訪問看護（医療保険）

### 【本冊子の目次】

第1	重要事項説明書・・・・・・・・・・・・・・・・	1～10頁
	(内容)	
1	事業者（医療法人藤民病院）の概要・・・・・・・・	2頁
2	事業所（あきば訪問看護ステーション）の概要	2～4頁
3	訪問看護の意味及び提供方法等・・・・・・・・	4～5頁
4	利用料等の額及び支払方法・・・・・・・・	5～6頁
5	訪問看護利用に当たっての留意事項	6～7頁
6	訪問看護契約の契約期間・・・・・・・・	7頁
7	訪問看護契約の終了・・・・・・・・	7～8頁
8	守秘義務及び個人情報の取扱い・・・・・・・・	8頁
9	苦情への対応・・・・・・・・	9頁
10	事故発生時の対応・・・・・・・・	9頁
11	訪問看護の提供記録・・・・・・・・	10頁
12	訪問看護契約に係る準拠法及び裁判管轄	10頁
第2	訪問看護契約書・・・・・・・・	11～14頁
第3	ご利用者確認欄・・・・・・・・	15頁
第4	署名欄・・・・・・・・	16頁

※ 本冊子中の【 】内の頁数は、本冊子の頁数です。

ご利用者 様

医療法人藤民病院

(令和7年9月1日書式第一号)  
(令和8年6月1日書式第二号)

## 第1 重要事項説明書

訪問看護のご利用者様（以下「利用者」と表記させていただきます。）が、サービスを選択する上で必要な重要事項を次のとおり説明いたします。利用者のご家族様（以下「家族」と表記させていただきます。）もご確認ください。

### □1 事業者の概要

医療法人藤民病院（以下「事業者」と表記します。）の概要は次のとおりです。

表1：事業者の概要

事業者の名称	医療法人藤民病院
事業者の代表者名	代表者 宮本 典亮
事業者の所在地	和歌山県和歌山市塩屋3丁目6番2号
事業者の代表電話番号	073-445-9881
事業者の設立年月日	昭和48年9月13日
事業者の事業概要	介護保険の訪問看護事業、介護予防訪問看護事業及び居宅介護支援事業のほか、医療保険の訪問看護事業を運営しています。

### □2 事業所の概要

あきば訪問看護ステーション（以下「事業所」と表記します。）の概要は次のとおりです。

#### (1) 事業所の名称・所在地等

表2：事業所の名称・所在地等

事業の種類	指定訪問看護事業（介護保険）			
施設等の区分	訪問看護事業所（訪問看護ステーション）			
事業所名	あきば訪問看護ステーション			
事業所の所在地	和歌山県和歌山市塩屋3丁目6番2号			
管理者の氏名	前田 拓人			
電話番号（代表）	073-498-6200			
指定年月日、指定番号	令和7年9月1日 0191768			
開設年月日	令和7年9月1日			
通常の事業の実施地域	和歌山市、海南市、岩出市			
事業所の営業日	月曜日から金曜日（12月30日～1月3日を除く。）			
事業所の営業時間	8：30～17：30			
サービスの提供日	事業所の営業日と同じ。			
サービスの提供時間帯	通常時間帯	早朝時間帯	夜間時間帯	深夜時間帯
	8：30～ 17：30	6：00～ 8：30	17：30～ 22：00	22：00～ 6：00
サービスの提供体制	24時間対応、特別管理、ターミナルケアの各加算に係る体制を整備しています。			
併設事業所	指定介護予防訪問看護及び指定居宅介護支援の各事業所を併設。医療保険の訪問看護ステーションも兼ねています。			

注) 上記の「通常の事業の実施地域」以外にお住まいの利用者もご相談下さい。

## (2) 訪問看護事業の目的

利用者が、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図ることを目的としています。

## (3) 訪問看護事業の運営方針

- ① 介護保険法その他関係法令を遵守します。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って訪問看護を提供します。
- ③ 療養上の目標を設定し、計画的に訪問看護を提供します。
- ④ 定期的に、訪問看護の質の評価を行い、常に改善を図ります。
- ⑤ 訪問看護を提供するに当たっては、主治医、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

## (4) 事業所の設備及び備品

事業所には、訪問看護事業を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けており、また、訪問看護の提供に必要な設備及び備品を常備しています。

## (5) 職員の配置状況等

事業所には、以下の職員を配置しています。

### ① 職員の配置状況

表3：職員の配置状況

職 種	保有資格	常勤	非常勤	合計
①管理者	看護師	1		1
②訪問看護の提供に 当たる従業者	看護師	3		3
	保健師			
	准看護師			
	理学療法士			
	作業療法士			
言語聴覚士				
③事務員				

### ② 職員の職務内容

①管理者：従業者及び業務の管理を行います。但し、適宜、訪問看護も行います。

②訪問看護の提供に当たる従業者：実際に訪問看護を行います。

③事務員：事業所の業務に関連した事務を行います。看護補助者（訪問看護の提供に当たる①又は②の職員の指導の下に、療養生活上の世話の他、居室内の環境整備、看護用品及び消耗品の整理整頓等といった看護業務の補助を行う者）として訪問することもあります。

## (6) サービス内容

- ① 健康状態の観察（体温、血圧・脈拍・呼吸のチェック・病状観察など）
- ② 医療処置（点滴、カテーテル管理、創傷処置、褥瘡処置など）
- ③ 療養上の指導（服薬管理、栄養指導など）
- ④ リハビリテーション（機能訓練、日常生活動作など）
- ⑤ 精神科訪問看護（必要の応じた精神的ケア）

## (7)利用対象者

以下のいずれかに該当する方が、医療保険の訪問看護を利用できます。

①医師が訪問看護の必要性を認めた方（訪問看護指示書の交付が必要）

②下記の疾病に該当する方

表 4

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態。
--

③介護保険の要介護認定を受けていない方、または主治医の判断で医療保険が優先される方

例：在宅で麻薬の使用や化学療法、酸素療法、中心静脈栄養、自己導尿、人工呼吸器の使用、人工肛門、真皮を超える褥瘡などがあり、訪問看護による管理が必要な方など

## □ 3 訪問看護の意味及び提供方法等

### (1) 訪問看護の意味

訪問看護は、(7)の①～③の方において介護を受ける利用者について、その居宅において、看護師等（注1）により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいいます。

注1) 看護師のほか、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を含みます。

### (2) 訪問看護の提供方法

事業者は、訪問看護に係る重要事項説明書への同意を利用者から得て、利用者と事業者との間の訪問看護の提供に係る契約（以下「訪問看護契約」と表記します。）を締結した後、前記2(3)の「事業の運営方針」の下に、利用者に対し、以下のように訪問看護を提供します。

#### ① 主治医の文書による指示

事業者は、訪問看護の提供の開始に際し、主治医による指示を文書（指示書）で受けます。

#### ② 訪問看護計画の原案の作成

看護師が、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、訪問看護計画（療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した書面をいいます。本冊子において同じ。）の原案を作成します。

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を提供する場合は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する内容についても、一体的に含むものを作成し、看護師と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成します。

#### ③ 利用者の同意

看護師が、訪問看護計画の原案について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。

#### ④ 訪問看護計画書の利用者への交付

看護師が、利用者の同意を得た訪問看護計画書を利用者に交付します。

- ⑤ **訪問看護計画書の主治医への提出**  
事業者は、訪問看護計画書を定期的に主治医に提出します。
- ⑥ **訪問看護の提供**  
事業者は、主治医と密接な連携を図りながら、訪問看護計画書に基づいて、医学の進歩に対応した適切な看護技術をもって訪問看護の提供を行います。  
訪問看護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について分かりやすく説明します。  
訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。  
訪問看護の提供に当たる看護師等は、身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示します。
- ⑦ **理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の提供**  
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護師又准看護師の代わりに訪問看護を提供します。
- ⑧ **訪問看護報告書の作成及び主治医への提出**  
看護師は、訪問看護報告書(訪問日、提供した看護内容等を記載した書面をいいます。)を作成し、定期的に主治医に提出します。
- ⑨ **訪問看護の実施状況の把握等**  
事業者は、訪問看護計画の実施状況の把握を行い、主治医と密接な連携を図りながら、必要に応じて訪問看護計画の変更を行います。
- ⑩ **訪問看護を担当する職員**  
それぞれの利用者の訪問看護を担当する職員は、事業所において定めます。担当する職員を変更する場合は、事前に、事業所から利用者に連絡します。
- (3) **緊急時等の対応**  
看護師等は、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じます。

## □ 4 利用料等の額及び支払方法

### 1) 利用料

訪問看護は医療保険の適用を受けるため、自己負担額は保険の種類によって異なります。

#### (1) 健康保険の場合

- ・一般的な自己負担額(70歳未満): 1~3割(保険の負担割合による)
- ・高額療養費制度の対象となる場合: 一定額を超えた分は払い戻しあり

#### (2) 高齢者受給者(70歳以上)

- ・現役並所得: 3割負担
- ・一般の方: 1~2割負担

#### (3) 後期高齢者医療保険の場合(75歳以上)の場合

- ・原則1割負担(一定所得以上の方は2割または3割負担)

#### (4) 生活保護を受けている方

自己負担なし(医療扶助により全額公費負担)

#### (5) 利用者負担及び利用料の細目

別紙ご参照ください。

- (7) **その他の費用**  
表7記載の各費用は、利用者の負担となります。

表5：その他の費用

サービス内容等	費用
<b>交通費</b> 表2記載（【2頁】）の「通常の事業の実施地域」以外の地域に居宅において行う訪問看護	交通費の実費：8kmを超えて、1回につき 330円
<b>死後の処置料</b>	死後の処置料は17,050円とする。

(8) **利用料等の支払方法**

利用料の支払いに関しては現金払いか銀行の引き落としで行います。事業者は、各月ごとに利用料等の合計額を計算し、訪問看護を利用した月の分の請求書とその翌月20日までに送付いたします。

利用者には、訪問看護を利用した月の分をその翌月末日までに、利用者が指定した金融機関の口座から口座振替によりお支払い頂きます。

1か月に満たない期間の利用料等は、利用日数に基づいて計算した金額となります。

(9) **利用料等の変更**

- ① 事業者は、介護保険法、健康保険法及び同法に基づく厚生労働大臣の定めその他の制度の変更があった場合には前記4(1)の利用者負担及び利用料の額を、変更することができるものとします。
- ② 事業者は、物価の変動その他やむを得ない事由が生じた場合には前記4(1)の「その他の費用」の額を、それぞれ変更することができるものとします。
- ③ 事業者は、①又は②により利用料等の額を変更する場合には、利用者に対し、事前に変更の理由及び内容を説明するものとします。

**5 訪問看護利用に当たっての留意事項**

利用者及び家族におかれては、以下の点にご留意頂き、訪問看護の円滑な提供にご協力下さい。

(1) **主治医の特別指示がある場合**

主治医が、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示（特別指示書の交付）を行った場合は、交付の日から14日間を限度として医療保険の対象となるため、この間、介護保険の訪問看護は利用できません。この場合には、事業所とご相談下さい。

(2) **他の訪問看護ステーションを利用する場合**

他の訪問看護ステーションを利用する場合は、サービスの調整等が必要になりますのでお知らせ下さい。

(3) **利用者の病状及び心身の状態等に関する正確な情報のご提供**

利用者の病状及び心身の状況等に応じた適切なサービスを提供するために、これらにつきできるだけ正確な情報をご提供下さい。

#### (4) 電気、ガス又は水道等の無償使用

- ① 看護師等が、訪問看護の提供のために電気、ガス又は水道を使用する必要があるときは、無償で使用させていただきます。
- ② 看護師等が、訪問看護の提供に関して事業所等に連絡する必要があるときは、無償で電話を使用させていただきます。

#### (5) 訪問看護の利用の中止（キャンセル）の場合のご連絡

利用者側のご都合により、特定の日時における訪問看護の利用を中止（キャンセル）する場合は、中止する日の前営業日の17時30分までにご連絡下さい（連絡先電話番号 073-498-6200）。但し、利用者の緊急の入院その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。なお、月曜日の利用を中止する場合は、土曜日、日曜日は営業日ではないので、金曜日が前営業日になります。12月30日～1月3日の利用を中止する場合は、前年の12月29日が前営業日となります。

#### (6) 禁止行為

訪問看護の利用に当たっては、次に掲げる行為は行わないで下さい。

- ① 看護師等の心身に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為
- ② 事業者又は事業所の運営に支障を与え、又は与えるおそれのある行為
- ③ その他、適切な訪問看護の提供を妨げ、又は妨げるおそれのある行為

### 6 訪問看護契約の契約期間

- ・ 訪問看護契約の契約期間は、          年           月           日より開始とします。
- ・ 契約終了については下記に挙げる契約終了理由に該当するもの。

### 7 訪問看護契約の終了

#### (1) 訪問看護契約の当然終了

契約期間中であっても、訪問看護契約は、次に掲げる事由によって当然に終了します。

- ① 利用者の要介護状態区分が、自立又は要支援と判定されたこと。
- ② 主治医が訪問看護の必要性がないと認めたこと。
- ③ 利用者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは療養病床に入所又は入院したこと。
- ④ 利用者が認知症対応型共同生活介護の利用を開始したこと。
- ⑤ 利用者の死亡
- ⑥ 事業所の滅失又は重大な毀損により、訪問看護の提供が不可能になったこと。

#### (2) 利用者の契約解除による終了

利用者は、事業者に対し、訪問看護契約を終了させる日から起算して14日前までに解除を申し入れることにより、契約を終了させることができます。

但し、利用者は、次に掲げるいずれかの場合には、解除の申し入れにより、直ちに本契約を終了させることができます。

- ① 利用者が入院したとき。
- ② 事業者が訪問看護契約に定めるその義務に違反したとき。
- ③ その他やむを得ない事由があるとき。

### (3) 事業者の契約解除による終了

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、訪問看護契約を解除することができます。

- ① 利用者が利用料等の支払いを3か月以上遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に支払いをしなかったとき。
- ② 利用者又は家族が前記5(7)の禁止行為（14頁）のいずれかを行った場合であって、当該利用者に対して訪問看護を提供することが著しく困難になったとき。

### (4) 事業の廃止等を理由とする事業者の契約解除による終了

事業者は、訪問看護事業の廃止、休止又は縮小（営業地域の縮小を含む。）をするときは、訪問看護契約を終了させる日から起算して少なくとも30日前に解除の申し入れを行うことにより、訪問看護契約を解除することができます。

### (5) 契約終了の際の連携等

事業者は、訪問看護契約の終了に際し、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスとの連携に努めます。

## □ 8 守秘義務及び個人情報の取扱い

### (1) 守秘義務

事業者は、その職員又は職員であった者が、訪問看護を提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏えいしないように、必要な措置を講じます。契約が終了した後も同じです。

### (2) 個人情報の取扱い

事業者は、利用者又はその家族等の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令を遵守して適切に取り扱います。

## □ 9 苦情への対応

### (1) 事業者の苦情対応体制

事業者は、下欄に記載のとおり、苦情に対応します。

苦情対応責任者	前田 拓人
苦情対応体制	受付時間 事業所の営業時間中(表2参照。【2頁】) 申出方法 電話番号 073-498-6200 ファックス 073-498-7980 面接 事業所又は利用者の居宅において。
苦情対応の基本的な方法	事業者は、苦情を受付後、速やかに苦情に係る事実の確認を行い、その結果に基づき、必要な改善策を検討立案し、検討した内容を苦情対応報告書に記載。利用者又は家族に対しては説明するとともに、改善策を実施し、その後も、適宜、改善策の実施状況を点検し、再発防止に努めます。

### (2) 行政機関その他の苦情受付機関

事業者以外の苦情対応機関として、下欄記載の機関があります。

和歌山県国民健康保険団体連合会	所在地： 和歌山県和歌山市吹上2丁目1-22 電話番号： 073-427-4662
-----------------	--

## □ 10 事故発生時の対応

### (1) 緊急連絡その他必要な措置

事業者は、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

### (2) 事故原因の分析と再発防止策

事業者は、訪問看護の提供により発生した事故の原因を分析し、再発防止策を講じます。

### (3) 損害賠償

事業者が訪問看護契約に定めるその義務に違反し、これによって利用者に損害を生じさせたときは、事業者は、利用者に対し、その損害を速やかに賠償します。ただし、事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、事業者は、損害を賠償する責任を負わないものとします。

## □11 訪問看護の提供記録

### (1)記録の整備保存

事業者は、利用者に対する訪問看護の提供に関する記録を整備し、訪問看護契約の終了後5年間保存します。

### (2) 記録の閲覧又は謄写

利用者は、事業者に対し、訪問看護の提供に関する記録の閲覧又は謄写を請求することができます。この場合において、事業者は、「個人情報保護に関する法律」その他関係法令に従って適切に応じます。

## □12 訪問看護契約に係る準拠法及び裁判管轄

### (1) 準拠法

訪問看護契約は、日本法によって規律され、かつ、解釈されるものとします。

### (2) 裁判管轄

訪問看護契約から又訪問看護契約に関連して生ずるすべての紛争は、日本の和歌山地方裁判所の専属管轄に服します。

事業者は、以上の重要事項につき説明し、利用者はこれに同意した。

(事業者説明者)  
(利用者)  
(利用者代理人)

}

署名捺印は署名欄（【28頁】）へ

## 第2 訪問看護契約書

様（以下「利用者」という。）と前記第1の重要事項説明書（以下「重要事項」という。）の1記載の医療法人藤民病院（以下「事業者」という。）は、次のとおり訪問看護契約（以下「本契約」という。）を締結する。【 】内の数字は本冊子の関係する頁数を示す。

### （契約の目的）【3頁】

第1条 事業者は、利用者に対し、健康保険法等関係法に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、重要事項2記載の事業所（以下「事業所」という。）による訪問看護を提供することを約し、利用者は、事業所に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とする。

### （訪問看護の意味）【4頁】

第2条 訪問看護の意味は、重要事項(3)1記載のとおりとする。

### （訪問看護の提供方法）【4頁～5頁】

第3条 事業者は、利用者に対し、重要事項3(2)記載の提供方法に従い、訪問看護を提供するものとする。

### （緊急時等の対応）【5頁】

第4条 事業者は、重要事項3(3)記載のとおり、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、速やかに主治医への連絡を行い指示を求め等に必要な措置を講じるものとする。

### （利用料等の支払及び変更）【6頁～9頁】

第6条 利用者は、事業者に対し、重要事項4(1)記載の利用料等（加算に係る利用者負担又は利用料を含む。）を同4(2)記載の支払方法に従って支払うものとする。但し、重要事項4(1)記載の加算に係る利用者負担又は利用料のうち下記のものについては、にチェック()したものを支払うものとする。

記

- （精神科）緊急訪問看護加算
- 難病など複数回（精神科）訪問加算
- 長時間（精神科）訪問看護加算
- 複数名（精神科）訪問看護加算
- 夜間・早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算
- 24時間対応体制加算
- 特別管理加算
- 退院時共同指導加算
- 在宅患者連携指導加算
- 在宅患者緊急時等カンファレンス加算
- 看護・介護連携強化加算
- 専門管理加算

- 訪問看護情報提供療養費
- 訪問看護ターミナルケア療養費
- ベースアップ評価料Ⅰ、Ⅱ18
- 訪問看護物価対応料

2 事業者は、重要事項4(9)記載のとおり、利用料等の額を変更することができる。

#### (利用者の留意事項)【10頁～11頁】

第7条 利用者は、重要事項5(6)の記載の各留意事項に従い、訪問看護を利用するものとする。

#### (本契約の契約期間)【11頁】

第8条 利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合には、重要事項6記載のとおり、本契約と同一の条件で契約は自動更新されたものとする。更新後も同様とする。

#### (本契約の当然終了)【11頁】

第9条 本契約は、前条の契約期間中であっても、重要事項7(1)記載のとおり、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当然に終了する。

- ① 利用者の要介護状態区分が、自立又は要支援と判定されたこと。
- ② 利用者について、その主治医が訪問看護の必要がないと認めたこと。
- ③ 利用者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは療養病床に入所又は入院したこと。
- ④ 利用者が認知症対応型共同生活介護の利用を開始したこと。  
利用者の死亡
- ⑤ 事業所の滅失又は重大な毀損により、訪問看護の提供が不可能になったこと。
- ⑥ 事業所が介護保険法に基づく指定を取り消されたこと。

#### (利用者による解除)【11頁】

第10条 利用者は、重要事項7(2)記載のとおり、本契約を終了させる日から起算して14日前までに解除の申し入れをすることにより、本契約を終了させることができる。但し、同記載のとおり、利用者は、次の各号のいずれかの場合には、解除の申し入れにより、直ちに本契約を終了させることができる。

- (ア) 利用者が入院したとき。
- (イ) 事業者が本契約に定めるその義務に違反したとき。
- (ウ) その他やむを得ない事由があるとき。

#### (事業者による解除)【12頁】

第11条 事業者は、重要事項7(3)記載のとおり、次の各号のいずれかの場合には、本契約を解除することができる。

- ① 利用者が利用料等の支払いを3か月以上遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に支払いをしなかったとき。
  - ② 利用者又は家族が重要事項5(7)記載の禁止行為のいずれかを行った場合であって、利用者に対して訪問看護を提供することが著しく困難になったとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、重要事項7(4)記載のとおり、訪問看護事業を廃止、休止又は縮小(営業地域の縮小を含む。)するときは、本契約を終了させる日

から起算して少なくとも30日前に解除の申し入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

**(契約終了の際の連携等)【12頁】**

第12条 事業者は、重要事項7(5)記載のとおり、本契約の終了に際し、利用者又はその家族に対し適切な指導を行なうとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスとの連携に努めるものとする。

**(守秘義務等)【12頁】**

第13条 事業者は、重要事項8(1)記載のとおり、その職員又は職員であった者が、訪問看護を提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しないよう、必要な措置を講じるものとする。本契約が終了した後も同様とする。

2 事業者は、重要事項8(2)記載のとおり、利用者又はその家族の個人情報を適切に取り扱うものとする。

**(苦情への対応)【13頁】**

第14条 事業者は、重要事項9記載のとおり、訪問看護の提供に関する苦情に対応するものとする。

**(事故発生時の対応)【13頁】**

第15条 事業者は、訪問看護の提供により事故が発生した場合には、重要事項10(1)及び(2)記載のとおり、必要な措置を講じるものとする。

**(損害賠償責任)【13～14頁】**

第16条 事業者が本契約に定めるその義務に違反し、これによって利用者に損害を生じさせたときは、重要事項10(3)記載のとおり、事業者は、利用者に対し、その損害を速やかに賠償するものとする。ただし、事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、同(3)記載のとおり、事業者は、損害を賠償する責任を負わないものとする。

**(記録の整備保存等)【14頁】**

第17条 事業者は、重要事項11(1)記載のとおり、利用者に対する訪問看護の提供に関する記録を整備し、本契約の終了後5年間保存するものとする。

2 利用者は、事業者に対し、重要事項11(2)記載のとおり、前項の記録の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、事業者は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に従って適切に応じるものとする。

3 前項の謄写の費用は、重要事項4(1)の4)記載のとおり、利用者が負担するものとする。

**(準拠法)【14頁】**

第18条 本契約は、日本法によって規律され、かつ、解釈されるものとする。

**(裁判管轄)【14頁】**

第19条 本契約から又は本契約に関連して生ずるすべての紛争は、日本の和歌山地方裁判所の専属管轄に服するものとする。

**(協議事項)**

第20条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者と利用者は、介護保険法その他関係法令の定めるところに従い、誠意をもって協議するものとする。

本契約の成立を証して、本契約書2通を作成し、事業者及び利用者が各1通保有する。

(利用者)  
(利用者代理人)  
(事業者) } 署名捺印は署名欄 (【20頁】) へ

### 第3 ご利用者確認欄

※ 説明を受けた項目の□をチェック (☑) して下さい。

- 事業者（医療法人藤民）の概要
  - ・・・重要事項説明書2頁
- 事業所（あきば訪問看護ステーション）の概要
  - ・・・重要事項説明書2頁
- 訪問看護の意味及び提供方法等
  - ・・・重要事項説明書4～5頁、訪問看護契約第1条から第5条（15頁）
- 利用料等の額及び支払方法
  - ・・・重要事項説明書6～9頁、訪問看護契約第6条（16頁）
- 訪問看護利用に当たっての留意事項
  - ・・・重要事項説明書10～11頁、訪問看護契約第7条（16頁）
- 訪問看護契約の契約期間
  - ・・・重要事項説明書11頁、訪問看護契約第8条（16頁）
- 訪問看護契約の終了等
  - ・・・重要事項説明書11～12頁、訪問看護契約第9条から第12条（16～17頁）
- 守秘義務及び個人情報の取扱い
  - ・・・重要事項説明書12頁、訪問看護契約第13条（17頁）
- 苦情への対応
  - ・・・重要事項説明書13頁、訪問看護契約第14条（17頁）
- 事故発生時の対応
  - ・・・重要事項説明書13～14頁、訪問看護契約第15、第16条（17頁）
- 訪問看護の提供記録
  - ・・・重要事項説明書14頁、訪問看護契約第17条（17頁）
- 訪問看護契約に係る準拠法及び裁判管轄
  - ・・・重要事項説明書14頁、訪問看護契約第18条、第19条（18頁）

## 第4 署名欄

※ 該当する□をチェック (☑) して下さい。

### 1 事業者署名欄

- 事業者は、訪問看護の提供の開始に際し、ご利用者様又はご家族様に対し、第1の重要事項説明書により重要事項の説明を行うとともに、第2の訪問看護契約書によりその契約内容を説明しました。

年 月 日

所在地 和歌山県和歌山市塩屋3丁目6-2  
事業者 医療法人藤民病院  
事業所 あきば訪問看護ステーション

説明者名 \_\_\_\_\_ 印

- 事業者は、第2の訪問看護契約書によりご利用者様と契約を締結しました。

年 月 日

所在地 和歌山県和歌山市塩屋3丁目6-2  
事業者 医療法人藤民病院  
事業所 あきば訪問看護ステーション  
事業者代表者 理事長 宮本 典亮 印

### 2 ご利用者様ご署名欄

- 私は、事業者から、第1の重要事項説明書により重要事項について説明を受け、同意しました。

年 月 日

- 私は、事業者から、第2の訪問看護契約書によりその契約内容について説明を受け、同契約書により事業者と契約を締結しました。

年 月 日

(利用者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(利用者代筆者) 住 所 \_\_\_\_\_

(利用者代理人) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印